様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和5年7月10日

評 価 者:川崎市高津区民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市大山街道ふるさと館					
指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日					
業務の概要	・大山街道に係る資料の展示に関する業務					
	・市民文化の向上及び発展に資する事業に関する業務					
	・会議室等の利用、維持管理に関する業務					
指定管理者	名 称:川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体					
	代表団体:公益財団法人 川崎市生涯学習財団					
	代表者:理事長 石井 宏之					
	住 所:川崎市中原区今井南町28-41					
	電 話:044-733-5560					
	構成団体:特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター					
	代表者:理事長 山田 雅太					
	住 所:川崎市高津区下作延5-11-8					
	電 話:044-877-0553					
所管課	高津区役所まちづくり推進部総務課(内線:64113)					

2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等				
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、仕様書に定める業務について確				
		実に遂行したとともに、学芸担当員の新規配置によるわかりやすい展示や、常設展の				
		パネル更新、市水道100周年とのコラボなど話題性のある企画展の開催、貸室の予				
		約方法の変更、利用制限の緩和、Wi-Fi 環境の整備その他積極的な改善により、利用				
		者の利便性向上及びきめ細やかなサービス提供が十分になされ、来館者数の増加、ア				
		ンケート結果における満足度向上、令和4年度利用料収入の最多更新などという結果				
		に表れた。				
		以上のことから、全体として管理・事業の両面において、仕様で定める水準を達成				
		し、十分なサービス提供ができた。				
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画及び収支計画に沿って、指定管理業務が適切に遂行された。学芸担当員に				
		よる市民ミュージアムや関係団体との連携により、大山街道に係る資料や郷土にゆか				
		りのある美術等に関する充実した展示を実施し、市民文化の向上・発展に寄与したと				
		いえる。また、各種講座についても、子どもを対象としたものから専門的なものまで、				
		参加者の興味を引くような企画を広く実施し、設置目的である「市民への学習の場の				
		提供」に寄与したといえる。区との連携面でも、大山街道や各種文化事業における協				
		力等が積極的になされ、地域の活性化に大きく貢献した。				
		当初の事業目的の範囲だけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大等指定管理期間				
		中の環境変化に対しても対応し、施設の運営に関する事業目的を十分に達成できた。				
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	市行政運営方針のもと、新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行い、利用者				
		が安心して施設を利用できるよう運営を行うとともに、スロープの柵に落下防止のネ				
		ットを設置するなど、ハード面の細かな安全対策にも的確に対応した。また、帰宅困				

_		
		難者一時滞在施設として、本市防災施策への積極的な参加、備蓄物品の充実、一時滞
		在施設開設運営マニュアルの整備・改定等を行い、災害時にも求められる機能を発揮
		する準備を適切に行った。
4	更なるサービス向上のた	利用者アンケートの結果によると、来館者や講座等の参加者の多くは区内在住の6
	めに、どういった課題や改善策があるか。	O代以上の高齢者であり、区外居住者や若い世代、訪日外国人等にとってもさらに当
		館が魅力的な施設であると感じてもらえるような取組が必要である。当館の認知度を
		上げ、訪れてもらうためには、ふるさと館まつりや区民祭、各種イベント等の機会を
		通して魅力を発信していくことだけでなく、デジタル化による利便性・サービスの向
		上などが求められる。また、建築から30年が経過し、施設設備の老朽化が進んでい
		るため、修繕計画に基づく適切な対応が必要である。

3. これまでの事業に対する検証

٥.	。 Cれまでの事業に刈りる快証								
	検証項目	検証結果							
1	所管課による適切なマネ ジメントは行われたか。	各種報告書の提出によるモニタリングのほか、おおむね月に1度対面で行っている							
		打合せにおいて、抱えている課題や調整事項を共有し、対応及び指導を行った。その							
		他、問題発生時や協議の必要な事項については、適宜速やかに情報共有を行い、課題							
		解決に向けて連携を強化した。							
2	制度活用による効果はあったか。	直営であった平成17年度と比較し、第4期指定管理期間については、令和2年度に							
		新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けたものの、貸室利用者数はおおむね増加傾							
		向にあり、特に令和3~4年においてはイベントホールの利用件数が増加したことによ							
		り利用料収入が過去最多になるなど、指定管理者の細かな改善が積み重なった結果が数							
		字として表れて	いる。						
		【貸室利用者数	の推移】(人)						
			平成17年度(直営)	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		貸室利用者数	25,627	32,311	21,615	29,768	36,404		
		【利用料収入の推移】(千円)							
			平成17年度(直営)	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		利用料収入	1,713	2,507	1,927	2,784	3,128		
		また、直近令和4年度のアンケート結果についても、展示、貸室、講座において「大							
		変良い」「良い」の高評価が9割以上を占めており、利用者の満足度の観点からも指定							
		管理者制度導入	の効果が高いと	いえる。					
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等	これまで実施	してきた大山街	道の活性化に	関する取組か	が地域に根付し	いてきていると		
	製曲・美旭万法、経賃寺 で見直すべき点はないか	いえるが、認知度が十分でない区外居住者や若い世代、訪日外国人等への情報発信を							
		より強化し、川崎市全体における魅力ある施設のひとつとして存在感を高めるプラス							
		lphaの取組を期待したい。そのためには、職員配置や事業の実施方法に指定管理者の裁							
	量の余地を拡大させることについても検討が必要であると考える。								
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	展示や講座等の文化事業実施に関するノウハウや、専門的知識・経験を有する人材							
		が不足していることから、直営は困難である。また、指定管理者制度の効果として、							
		利用者満足度が高いことや、利用者数の増加など成果が表れていることから、現行ど							
		おり同制度の活用が最も適当であると考える。							

4. 今後の事業運営方針について

条例に定める設置目的を十分に認識し、文化・地域活動の拠点となるべく、地域団体の支援や連携、関係機関等を通じた大山街道及び地域の発展に資する事業について、引き続き積極的に推進していくことが必要である。そのためには、感染症やエネルギー単価・物価の高騰等不測の事態にも限られた予算・人員で柔軟に対応し施設を安定的かつ効率的に運営していくことが求められ、また、デジタル化の流れなど社会情勢にもアンテナを張り、積極的に事業に取り込んでいくことが望ましい。

展示事業については、幅広い年齢層の来館者を獲得するため、より話題性のある企画展の実施、魅力ある常設展の充実を、学芸員等専門知識を有する者を通して推進していくことが必要となる。

会議室等貸室事業については、収入状況を含め好調を維持しているが、効果的なアンケートの実施等により利用者ニーズの変化を常に把握し、利用しやすくより良い施設づくりを実施していくことが求められる。

開館から30年以上が経過し、当館に対して市民の認知も十分に根付いてきたといえるが、令和6年度に市制100周年を迎えることも一つの好機ととらえ、市民文化の更なる発展に寄与することはもとより、大山街道を通じた高津区及び川崎市全体の魅力の発信、拠点としての機能を、民間事業者の持つ専門性等を活用し強化するため、今後も指定管理者制度を継続して導入し、適正かつ効率的な運営を行っていくことが望ましい。